

名家連ニュース

平成 26 年 12 月 12 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 336

差別解消法最大のポイント→「合理的配慮」の具体的事例の提示！

差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）の基本方針に基づき、地方公共団体は「対応要領」「対応指針」を策定することが義務付けられています。この法律では、主に次のことを定めています。

- (1) 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- (2) 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成すること。

	①②不当な差別的取り扱い	③障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取扱いが禁止されます。	〈法的義務〉 障害者に対し合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者	不当な差別的取扱いが禁止されます。	〈努力義務〉 障害者に対し合理的配慮を行わなければなりません。

※障害者基本法では、①直接差別 ②間接差別 ③合理的配慮の不提供を「差別」と定義しています。

従って、県・市町村の「対応要領」「対応指針」の策定には家族会の意見を反映させること。そのために、精神障害者に対する「差別の具体的な事例」「合理的配慮の具体的内容」を集約し、反映させることが重要になってきます。従って、1月17日（土）の名家連代表者会議で過去に集約した事例集を参考に「不当な差別事例」と「合理的配慮の具体的事例」の集約が図れるよう準備していきます。

差別解消法の詳細は「内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当を検索

又はホムページ <http://www8.cao.jp/shougai/index.html>



政策委員会から精神・知的の当事者委員を外す！

本年は我が国の障害者権利条約の批准元年です。それにもかかわらず、本年9月に再開した障害者権利条約の監視機関である内閣府障害者政策委員会では、精神障害、知的障害の当事者委員が外されました。これはNothing About Us Without Us！（私たち抜きに私たちのことを決めないで）の精神に逆行するものです。これに厳重に抗議すると共に、速やかに従来通り当事者の意見を反映すべく当事者委員を復活させるよう強く求めます。



病院敷地内にグループホームを設置できるようにするパブリックコメント

12月16日が意見募集の締め切り日です！

件名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（案）」です。

FAXの場合は「03-3591-8914」 メールは「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。省例公布日は1月上旬、施行日は4月1日となっています。